

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成元年10月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成元年10月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料の徴収員をしていた知人女性から指導を受け、市役所で申立期間に係る夫婦二人分の保険料の免除申請を行った。

しかし、夫(当時)の当該期間の保険料は申請免除となっているにもかかわらず、私の同期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の免除申請手続きを自分で行ったとする申立人の記憶は鮮明かつ具体的であり、当時同居していた元夫は「私は、申立期間当時、市役所で免除申請手続きなどを行ったことはなく、役所関係の手続きはすべて申立人が行っていた。」と証言している。

また、申立期間当時の市の国民年金事務担当職員によれば、「当時、市内の20歳到達者全員に国民年金加入の案内文書を送付し、国民年金に加入していない者(学生を除く)については、すべて市が職権により国民年金に加入させており、適用漏れがあったとは考え難い。申立期間当時、職権により加入させた者については、市の国民年金徴収員が重点的に市内の各世帯を訪問して、国民年金保険料の納付や申請免除の指導を行っていた。このことから、同一世帯で生計を同じくする夫が申請免除となっているので、申立人も申請免除となっていた可能性が高い。」と述べている。

さらに、申立人は申立期間当時、公的扶助である助産制度を利用して次女を出産しているなど、夫婦の所得状況からみて、申立人は国民年金保険料の免除基準を満たしていたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社における資格取得日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所本社における資格取得日に係る記録を昭和51年12月23日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月1日から同年11月1日まで
(A事業所B支社)
② 昭和51年12月23日から52年10月1日まで
(A事業所本社)

私は、昭和45年3月から平成3年10月までA事業所(現在は、C事業所)に継続して勤務していた。このうち、昭和49年10月1日から同年11月1日までの1か月間及び51年12月23日から52年10月1日までの10か月間について厚生年金保険の記録が無いが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA事業所が保管する申立人の退職金積算資料から判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務し(同事業所本社から同事業所B支社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①における異動日については、i) A事業所の同僚が「私が昭和49年2月から同年9月までA事業所B支社に勤務した後、本社に戻ると入れ替わるような形で申立人は本社からB支社に異動となったと記憶して

いる。」と証言していること、ii) 申立人のA事業所本社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば「Bへ転出、49年9月喪失」との記録が確認できることから、昭和49年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支社における昭和49年11月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか事業主による厚生年金保険料の納付の有無を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA事業所が保管する申立人の退職金積算資料から判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務し(同事業所B支社から同事業所本社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②における異動日については、i) A事業所B支社の同僚が「私は、昭和51年7月から52年7月までA事業所B支社に勤務していたが、このうち51年7月から同年12月まで申立人と一緒に勤務した。A事業所は、FM化を進めるため、51年12月に申立人をB支社から本社に呼び戻したように思う。」と証言していること、ii) A事業所B支社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は51年12月23日に同支社において被保険者資格を喪失していることが確認できることから、昭和51年12月23日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所本社における昭和52年10月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか事業主による厚生年金保険料の納付の有無を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

沖縄厚生年金 事案 302

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA事業所において昭和52年10月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53年3月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和34年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和52年10月4日から53年3月30日まで

私は、申立期間にA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、私は、親戚に誘われて二人で一緒に同事業所に入社し、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和52年10月4日から53年3月29日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所における厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日の一部が相違しているものの、同姓同名で漢字表記も一致している資格取得年月日が昭和52年10月4日、資格喪失日が53年3月30日である基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人が所持する年金手帳によると、初めて厚生年金保険の被保険者となった日は昭和52年10月4日と記録されていることが確認できる上、申立人は「私は、親戚に誘われて二人で一緒にA事業所に入社し、勤務していた。」と主張しており、上記の被保険者名簿によると、この親戚の者は、昭和52年10月4日に被保険者資格を取得し、53年3月30日に同資格を喪失していることが確認でき、この被保険者期間は上記未統合の記録における被保険者期間と一致していることから、上記未統合の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA事業所において昭和

52年10月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、53年3月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、上記未統合の申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から63年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から63年5月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私が20歳になった昭和62年*月ころ、市役所から国民年金加入の案内書類が届き、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたので、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする同人の母親は「娘(申立人)の国民年金加入手続は娘が短大を卒業してから行った。」と述べており、申立期間の大半の期間において申立人は学生であったことが確認できるとともに、オンライン記録によれば、申立期間のうち申立人が短大卒業後の2か月間については、未加入期間となっていることから、申立期間当時保険料の納付書が作成されることはなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年3月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、同保険料の納付についての申立人の母親の記憶は曖昧であるなど、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。